ラストの受ける特別免除 般の法律によりナショナル

財政法(一九〇九—一〇年)

第七十四条 (一)生存者間の任意譲渡 値に代えて、売却譲渡であるものとし の額または価値を譲渡される財産の価 処分としての譲渡は、その売却の対価 て、同様の印紙税が課せられる。 ただし、この節は特別法により設立

る場合には適用されないものとする。 民のために保存を目的として保有され り、譲渡財産は空地のため、または国 で収益を分配することが防止されてお には、その団体がその法により会員間 された団体への任意譲渡としての譲渡

第四十条 (一)財産または土地所有権 財政法(一九三一年)

三年の古代記念碑統合改正法第二条に 員会または地方当局によって、一九一 から譲渡または遺贈され、国家建設委 は地方当局に帰属するように、ある者 民のために確実に保有されるとき、 れ、ナショナル・トラストによって国 るようにある者から譲渡または遺贈さ (ロ)または、国家建設委員会、また (イ)ナショナル・トラストに帰属す

> の財産と集合しない。 財産は、財産税率を一定する目的で他 の条によって、その課税が免除される 税を免除することができる。そしてこ 基づき、受け入れられるとき であった場合に、その者の死亡には課 がその者の全地所または全土地所有権 始後に死亡し、その財産または所有権 大蔵省は、その者がこの法律の施行開

ナショナル・トラストを意味する。 性、または自然美を有する地のための ラスト法によって設立された史的重要 スト」は一九〇七年のナショナル・ト (二) この節では「ナショナル・トラ 財政法(一九三七年)

第五部 雑および一般

第三十一条 (一)財産または土地所有 認められる。 の条の規定により遺産相続税の免除が なわちこの条が適用される生涯不動産 権(この条では譲渡財産という)が、 利を得るように譲渡される場合は、こ 権に従い、ナショナル・トラストが権 ら譲渡により生ずる生涯不動産権、**す** ある者(この条では譲渡者という)か

にかかわらず) また死亡以外によって終結するしない 産権(譲渡財産から生ずる収益の全体 にわたるか、または一部であろうとも (イ)譲渡者に与えられた生涯不動

の日に効力の開始する同様の権利 うに**、譲渡者に与えら**れた権利の終了 与えられ、その譲渡が行なわれた日に を効力開始から受けることができるよ 与えられ、その者がそのあらゆる利益 (ハ)譲渡者の配偶者または子供に (ロ)譲渡者の配偶者または子供に

効力を開始する同様の権利 (ニ) 譲渡者の配偶者または子供に

遺贈され、譲渡者の死亡日に効力を開

またはその一部に関して、譲渡者また 始する同様な権利 (三) この規定がなければ、譲渡財産

ようになされる。 トラストに入るならば、免除が以下の またはそれからの収益がナショナル・ がナショナル・トラストに移転するか 場合には、もし譲渡の死亡で譲渡財産 亡により課税されたであろう財産税の 子供であれ)のこの法律の制定後の死 者(譲渡者であれ、その配偶者または は上述の権利が譲渡または遺贈される

れからの収益がその者に入る度合と比 資格のある者に移転するか、またほそ (イ)譲渡財産がその権利を受ける

(二) この条が適用される生涯不動産

認められる。 る度合に応じた税額に関しては免除が の収益が、ナショナル・トラストに入 ラストに移転するか、またはそれから

きる限度に習って計算される。 から生ずる、死亡時に計算された収益 限度は、その者が死亡により譲渡財産 またはそれからの収益がその者に入る により譲渡財産がある者に移転するか ただし、その死亡が譲渡者のそれで (ロ) この項の目的のために、死亡 自分のものとして受けることので

ストに移転するものとみなされる。 度まで、死亡によりナショナル・トラ できている場合は、その財産はその限 限度まで自分のために受けとることが 亡直前に、その譲渡財産の収益をある あり、ナショナル・トラストがその死

からの収益がその者に入ったとみなし て課税される。 にあげた者に移転したか、またはそれ ナル・トラスト以外のこの項の(イ) の一部に免除が認められる場合は、そ 残余財産は死亡により財産がナショ (ハ) 死亡により課税される財産税

部となった相続に課税したであろり相 続税の場合は、免除は税の金額に認め けとり、そして譲渡財産またはその一 の制定後にナショナル・トラストが受 (四)この規定がなければ、この法律

較しての、譲渡財産がナショナル・ト

続には効力を持たない。 相続税の免除は、上述の譲渡以外の相 ただし、この項によって認められた

有されるよう、手続が完了しているこ れないようナショナル・トラストに保 ナショナル・トラストの権利が譲渡さ は内国税務監督官の認める期間内に、 行なわれた譲渡の場合には即日、また 以内に、またはこの法律の制定以前に ら、または遺言者の死亡日から六カ月 つ。すなわち、譲渡が行なわれた日か られた免税は以下の条件で 効 力 を も (五) この条の上述の規定により認め

されたであろう税が免除される。 はその項により、大蔵省によって免除 後に死亡すれば、その財産または権利 場合は、もしその者がこの法律の制定 は土地所有権に関して満たされている ナル・トラストに譲渡された財産また (一) 項の条件が、ある者からナショ (六)一九三一年の財政法第四○条の

○条におけると同じ意味をもつ。 スト」は、一九三一年の財政法の第四 (七) この条では「ナショナル・トラ

財政法(一九四七年)

第五十四条 よる譲渡」の項、または「賃貸借契約 却その他による譲渡」の項、 は、一八九一年の印紙法第一付則の「売 (一) この法律のこの部分 「売却に

られる。

会。 全の、またはなすことに同意した場合には適用しない。すなわち、譲渡場合には適用しない。すなわち、譲渡または賃貸借契約が慈善目的のみのために設立された団体、またはその目的がに設立された日本、またはその目的があか、またはなすことに同意した場であか、またはなすことに同意した場合。

ただし、この項がなければ課税されているはずの額の印紙のない証書は、その証書に一八九一年の印紙法第十二その証書に一八九一年の印紙法第十二名ものでない限り、この項により、じゅうぶんな印紙のあるものでない限り、この項がなければ課税されなさない。

財政法(一九四九年)

うとすれば、譲渡または遺贈されるとまたは遺贈によって生ずる任命権に従一方が、他方が従うことのない、譲渡たは土地所有権とともに所有財産が、たは土地所有権とともに所有財産が、

はみなさない。

を対し、この項の目的のために、その を対する信託物件をふくめて)、随時そ は経費の支払いに当てるための信託物 件は(このような目的のために収益を は経費の支払いに当てるための信託物 はにある利益を引き出すものとみ の土地にある利益を引き出すものとみ の土地にある利益を引き出するのとみ の土地にある利益を引き出するのとみ

(三) 財産または土地所有権とともに (相当な余裕もとって)必要以上と監督官にみなされるときは、監督官がそ の目的のためにじゅうぶんとみなすだけが、この条の(一)項にある譲渡は けが、この条の(一)項にある譲渡は

(四)この条では「ナショナル・トラストを意味する。(四)この条では「ナショナル・トラスト」は史的重要性、または自然美を有する地かのカショナル・トラストを意味する。

る。) (上述の監督官は内国税務監督官であ

財政法(一九五一年)

ラストに譲渡された土地とその免税さ十一条(これらの節はナショナル・ト十一条(これらの節はナショナル・ト第三十三条 (一)一九三七年の財政法第三

下のように拡大される。 下のように拡大される。 下のように拡大される。 と「一九四九年れ 「一九三七年の糸」と「一九四九年の条」という)は、ナショナル・トラの条」という)は、ナショナル・トラストに譲渡された財産の場合では、以ストに譲渡された財産の場合では、決済を利力を表する。

(イ)ナショナル・トラストにある 者から譲渡された財産または土地所有 者から譲渡された財産または土地所 の土地の一部をなしていた建物に普通 の土地の一部をなしていた建物に普通 の土地の一部をなしていた建物に普通 たは使用の目的で、財産または土地所 ちれる。そしてその譲渡された物件が られる。そしてその譲渡された物件が られる。とみなされて適用される。

(ロ) ある者が譲渡できない物件として、ナショナル・トラストに帰属していた物件を、その建物内でその物件でいた物件を、その建物内でその物件を保管または使用の目的でナショナルを保管または世形の目的でナショナルを保管または土地所有権であることく適用される。ただしトラスト財産は国民のたれる。ただしトラスト財産は国民のたれる。ただしトラスト財産は国民のたれる。ただしトラスト財産は国民のたれる。ただしトラスト財産は国民のたれる。ただしトラスト財産は国民のたれる。ただしトラスト財産は国民のために譲渡できないものとして保存され

るための収入源として、ナショナル・(ハ)ある者がつぎのものを維持するという条件は、適用されない。

トラストに財産を譲渡する場合

している土地、またはのとしてナショナル・トラストに帰属のとしてナショナル・トラストに帰属

トに土地または土地所有権、もしくはストに帰属していて普通は上述の土地ストに譲渡されていた物件トに譲渡されていた物件

上述の物件を譲渡した場合には(この上述の物件を譲渡した場合には土地いるのと保有されるという条件を適用しないことを除いては、譲渡された財産に(土地または土地所有権であるな産に(土地または土地所有権であるない。

(ニ)この項の(ロ)と(ハ)の二は、免税が要請される物件または財産の護渡がその物件がその護渡時に普通の護渡がその物件がその護渡時に普通の護渡がその物件がその護渡時に普通の護渡がその物件がその護渡時に普通の

(二) 家屋または他の建物を公共の

またはその建物の所有権を政府関係当 ために保存する目的で、ある者が土地 のように考える。 管理人への言及とし、またそれらの土 政府地方当局、団体、またはそれらの 際、ナショナル・トラストへの言及は 記されている地面に適用される。その よびそれとともに譲渡され、指示に明 の条がこの条の前項とともに、建物お 合には、一九三七年の条と一九四九年 の譲渡がこの項に当たると指示する場 蔵省が(譲渡の前・後に関係なく)そ されているのでない団体に譲渡し、 局、地方当局または利益のために設立 して、それらに帰属するものであるか または権利は譲渡できないものと

る地面をもふくむ。れに関連する指示の中で明記されていれに関連する指示の中で明記されてい

て(三)大蔵省は前項により建物に関

とられるべきもの 響のゆえに、その保存に特別な処置が 築的または芸術的重要性とその保存経 (イ)建物がその顕著な史的、建

はその建物の保存と、国民がその建物して指示を与えるに先立って、大蔵省とみなさなければ指示を与えない。そに適当なもの

は適度に接近できることを促進するのに適度に接近できる(これには建物の利に適しいと考える協約を結ぶよう要求に適しいと考える協約を結ぶよう要求に適度に接近できることを促進するのに適度に接近できることを促進するのに適度に接近できることを促進するのに適度に接近できることを促進するのの。

(四)結ばれた協定は、大蔵省とそ の協定の義務を負う者との合意により 随時改定することができる。そして大 随時改定することができる。そして大 をして、さらに協定を結ぶことを要求 できる。そして上述の協定により課せ られた義務は公共のために強制命令に より実施できる(またはスコットラン より実施できる(またはスコットラン よっと、禁止または請願に 第九十一条により、禁止または請願に まる)。そして義務に違反する建物の故 意の処分は、義務が法律により強制さ れたと同様に無効である。

が別に必要としなければ、(五)この条の目的のために、内容

遺言者の死亡時を意味する。て遺贈については、譲渡時への言及はまた「譲渡する」も同様である。そしまた「譲渡する」も同様である。そし

のであればトラストに帰属し譲渡できしてトラストによって保有されてきたは土地は、土地またはその所有権がトは土地は、土地またはその所有権がトは破棄できないものと

Ø トラストに帰属するということも同様 ることを意味し、物件がナショナル・ 物件の所有権全体または一部を譲渡す 意味である。 (ハ)物件譲渡への言及は、その

を意味する。 コットランド・ナショナル・トラスト 性または自然美を有する地のためのス またはスコットランドでは、史的重要 地のためのナショナル・トラストを、

有権に従うその土地または土地所有権 場合は、上述の(イ)が、その生涯所 場合は、譲渡されるとはみなさない。 ろうように、その物件に適用される。 い生涯所有権に従う物件が譲渡される て他方の従うことのない任命権に従う ともに物件が、一方がその譲渡によっ 的のために、土地または土地所有権と 法の意味での地方当局を意味する。 会 九四九年の自治体(スコットランド) (六) この条の (一) 項の (イ) の目 一九三九年のロンドン府法、または ただし、その譲渡によって生ずる土 また譲渡されたら適用されるであ または土地所有権が従うことがな または一九三三年の地方自治体法 (ホ)「地方当局」はロンドン市

> 考慮する。 の収入源として譲渡された他の財産を または、それらの一部を維持するため 必要量を決定するに当り、監督官は同 なされる。そして、その目的のための たは物件を維持するための収入源とみ の(ハ)の目的のために、その土地ま うぶんとみなすだけが、この条の(一) れる場合は、監督官がその目的にじゅ な余裕をとっても) 必要以上とみなさ からその土地また物件の維持に(適当 れた財産が、監督官にその財産の収益 めの収入源として、ある者から譲渡さ 人または他者より土地または物件、

は史的重要性、または自然美を有する

(ニ) 「ナショナル・トラスト」

力開始前後の譲渡にも適用される。 の死亡による課税に適用される。しか しその課税に関連して、この法律の効 (ハ)この条は、この法律の制定後

第三十条 えられた場合には、 れている物件で、大蔵省にその物件が その一部として、つぎの建物に保管さ 税または譲渡財産税の支払い、または 建物とともにあることが望ましいと考 ことがある。 財政法 (一九五三年) (一) 内国税務監督官は財産 その物件を受けと

税の支払い、またはその一部として建 〇年)法第五十六条により、監督官が またはその所有権を受けとること (イ)財政(一九〇九年—一九一 る

(七)土地または物件を維持するた

を決定したか、または受けとっている

当局の目的のために保管されている、 公領または政府関係当局に属するか、 君臨する女王、またはコーンウオール 位、またはランカスター公領の権利で 念碑統合修正法により、建設大臣が管 (ハ)建物が一九一三年の古代記 (ロ)建物またはその所有権が王

用される。そして印紙税は、この条に て受けとられた財産の場合、同様に適 の第五十六条により言及を賃貸借契約 またはそれによる賃貸借料におきかえ 入れで生ずる問題を扱う条)が、上述 財政法第五十六条により、財産の受け 政法第五十、五十一条(一九一〇年の した物件の場合には、一九四六年の財 受けとったか、または受けとる決定を ョナル・トラストに帰属している場合 (二) 内国税務監督官が前項により (ニ)建物又はその所有権がナシ

場合は、相続税の免除を認めている。 ョナル・ギャラリー、大英博物館、 物件のその後の売却には、それがナシ しかしこの条の(二)項により、その (この条はこの条が適用される物件の (三) 一九三〇年の財政法第四十条

課せられる)の目的のため、この条の たは他の特定機関でなければ相続税が 当される物件の受け入れは、 (一)項により、上述の第四十条が適 その物件

言及をもふくむ。以下略。(完)。 おける建物への言及は、その一部への の条の(一)項の(イ)から(ニ)に 美を有する地のためのスコットランド スト、または史的重要性、または自然 を有する地のためのナショナル・トラ の売却とはみなされない。 ・ナショナル・トラストを意味し、こ ラスト」は史的重要性、または自然美 (四)この条では「ナショナル・ト

理人である場合

より内国税務監督官への財産の譲渡で

本の自然保護運動、立法に役立てば幸 特殊な附則の類で一部を省略したほか 氏の手をわずらわして訳出した。ごく とどまっていたのでここに浪田克之介 る。しかしその紹介はほとんど抄訳に 動のモデルとしてしばしば参考にされ に権限を与える法律とは、自然保護運 国ナショナル・トラストと、この団体 かも民間人による)実行団体である英 自然保護、文化財保護の著名な(し 日本ではじめての完訳である。日

北大文学部講師・浪田克之介

(会誌編集部)